

Let's Recycle! むさしむらやま

Vol. 16 平成25年2月発行

発行／武蔵村山市生活環境部環境課 TEL 042-565-1111(内292～294)
ホームページ／<http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

ごみの排出量が増加しています。

平成23年度のごみ総排出量については21,144トンで、年間市民1人1日当たりの排出量は803.5gとなり、これを年間処理経費で見ますと、市民1人当たりでは、13,409円となり、ごみ1トン当たりでは45,594円となりました。

平成19年度から23年度までの5年間で、1人1日当たりのごみの排出量は、毎年度減ってきていましたが、今年度を見てみますと、11月末現在で市民1人1日当たり864gで、昨年を上回る排出量となっています。このままのペースでいきますと、排出量で約1,600トン、処理費で約7,300万円(23年度算定単価で積算)の増加が予想されます。

ごみ処理経費削減のため、「ごみ減量の3Rの実践」「ごみの分別」「ごみの減量」へのご理解とご協力をお願いいたします。

【過去5年間の1人1日当たりのごみ排出量】

年度	年度末人口(人)	総排出量(t)	1人1日当たり排出量(g)
平成19年度	69,830	22,040	862.4
平成20年度	70,802	21,665	838.3
平成21年度	71,358	21,096	810.0
平成22年度	71,625	21,149	809.0
平成23年度	71,896	21,144	803.5

※1人1日当たり排出量は、総排出量÷年度末人口÷当該年度日数で算出しています。

《ごみ減量の3Rとは》

- ① Reduce(リデュース) …… ごみの発生抑制
- ② Reuse(リユース) …… 再使用
- ③ Recycle(リサイクル) …… 再生利用

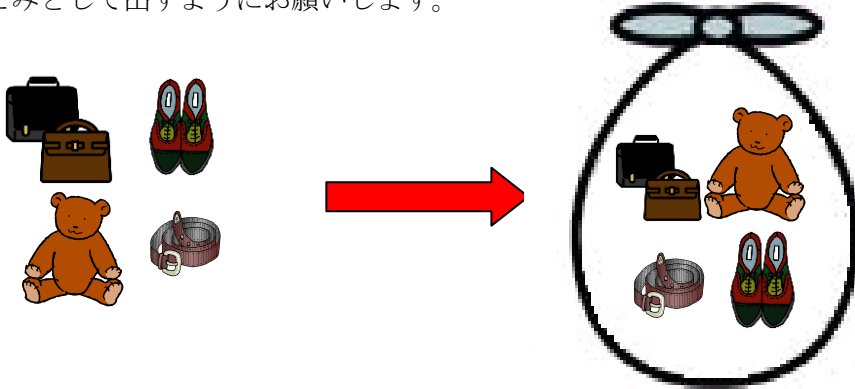
この3Rに取り組むことで、ごみの減量及びCO₂の削減に繋がるとともに、ごみの焼却や埋め立てに係る環境への影響も少なくなることとなります。

～資源物の回収品目を拡大～

平成24年3月より、毎週水曜日に回収する資源ごみの品目が次のとおり拡大されました。

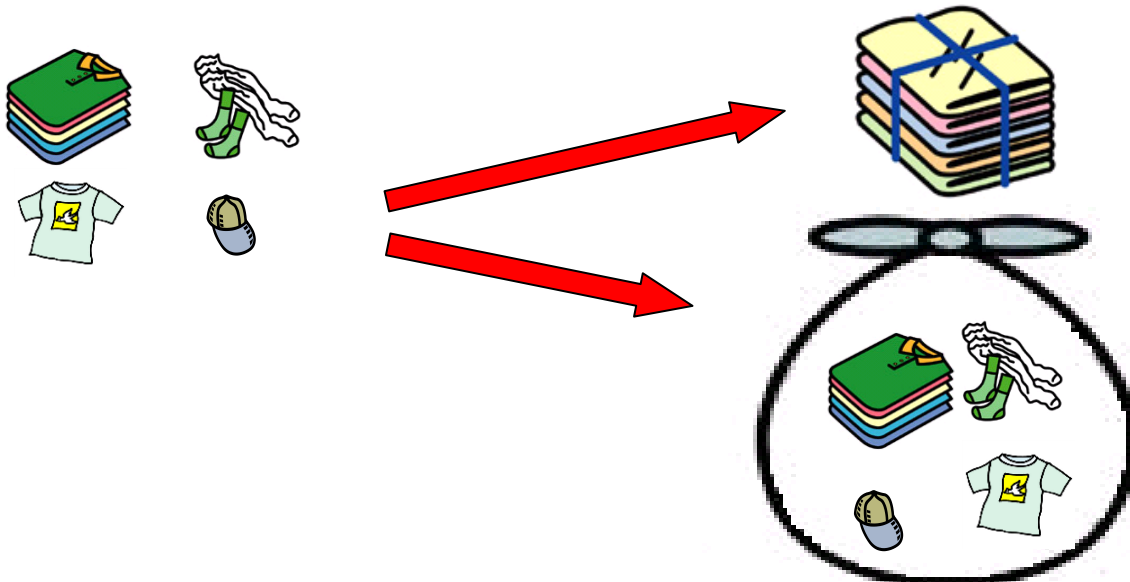
【くつ・かばん・ベルト・ぬいぐるみ】

- ・新たに追加される品目の、くつ、かばん、ベルト、ぬいぐるみは、古着などの布製品とは分けて、透明か半透明の袋に入れて出してください。
- ・くつ、かばん、ベルトは、革、布、エナメル製品のものでお願いします。
- ・新たに追加される品目は回収された後、国内または外国で再利用されます。そのため、破損がひどい状態のものや、くつが両方そろっていない状態のものは今までと同様、燃やせるごみまたは燃やせないごみとして出すようにお願いします。



【水着、下着、くつ下、ストッキング、帽子】

- ・新たに追加される品目の、水着・下着・くつ下・ストッキング・帽子は透明か半透明の袋に入れて出してください。古着などの他の布製品と一緒に袋に入れて出すこともできます。
- ・汚れのひどい物は、いままでと同様燃やせるごみに出すようにお願いします。

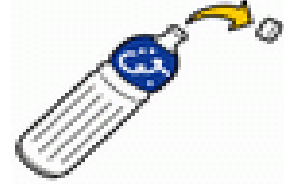


ご協力ください

● ペットボトルのふたは、必ずはずしてください。

現在、ペットボトルのふたは、本体とは分けてリサイクル業者に渡しています。

ペットボトルを出す時は、必ず「ふた」をはずして出してください。



● スプレー缶類は、空にして必ず穴をあけてください。

- ・ エアゾール缶(スプレー缶)の中身を使い切れない場合は、必ず火の気のない風通しの良い屋外で中身を出し切ってください。
- ・ 中身排出機構、残ガス排出機構(ガス抜きキャップ)の付いている物は、商品に記載された使用説明書を必ずご覧頂いてからガス抜きキャップを活用して、中身を出し切ってください。



● びん類は、必ず洗ってください。

- ・ びん類は、洗った状態でないと資源化が困難になります。



※ ごみを出す際には、以上の3つについてご協力ください。

ルールを守らずに出されると、リサイクルセンターの分別作業が滞ってしまい、市民生活に多大な迷惑をかけることとなります。



生ごみの減量と資源化

生ごみは、水分を多く含んでおり、その水分を落としたり、上手に発酵させることにより植物等の栽培に使用できるようにすることにより、減量が可能となります。

市では、生ごみの水分を切る道具として水切り用具の配布、また、水分を落としたり、堆肥として使えるようにするための生ごみ処理機器を購入した方に対して補助金を交付しています。生ごみの減量、資源化のために、ぜひご利用ください。

【水切り用具の配布 * 品物がなくなり次第終了します。】

- 配布場所 市役所環境課、市政情報コーナー、緑が丘出張所
- 配布対象者 市民及びごみ収集申込み事業所
- 配布個数 1世帯、1事業所につき1セット
- 配布方法 「水切り用具使用申込書」に必要事項を記入後、配布します。



※ 水切り用具単体での使用方法

- ①三角コーナーで使う方法 ②排水口で使う方法 ③水切りネット単体での使用方法



【生ごみ処理機器購入費補助金制度】

- 申請は、購入した日から**60日以内**に行ってください。
- 申請するときは、①**購入時の領収書**(レシートは不可)、②**購入機種のわかるパンフレット又は取扱説明書**、③**印鑑**(シャチハタは不可)、**口座番号**(郵便局以外の金融機関)を用意して、**市役所環境課**までお越しください。(出張所では取り扱っていません。)
- その他の詳細につきましては、**市役所環境課**までお問い合わせください。
- 補助金の額は、下表のとおりです。

対象となる生ごみ処理機器	補助金の額
1日当たりの処理能力が10キログラム以上の大型処理機器	購入金額(税別)の2分の1又は30万円のいずれか低い方の額
1日当たりの処理能力が10キログラム未満の家庭用処理機器	購入金額(税別)の2分の1又は4万円のいずれか低い方の額

現在使用している「ごみ収集カレンダー」は、平成25年3月まで使用できません。



新しい「ごみ収集カレンダー」は平成25年3月頃に各世帯に配布予定です。